

令和3年4月27日

令和3年度 国土交通省行政事業レビュー行動計画

国土交通省

国土交通省が所管する事業について、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現する観点及び国土交通省が所管する基金について、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に定める行政事業レビューを推進するため、行政事業レビューに関する行動計画を以下のとおり定める。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、柔軟に対応することとする。

第1. 行政事業レビューの実施体制

- (1) 行政事業レビューは、行政事業レビュー推進チーム（「国土交通省行政事業レビュー推進チーム設置要領」（令和3年4月27日）に定める国土交通省行政事業レビュー推進チームをいう。以下「推進チーム」という。）が実施主体となって取り組むものとし、推進チームの統括責任者をその責任者とする。
- (2) 行政事業レビューの円滑な実施を図るため、推進チームに、別紙に定める行政事業レビューワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。
- (3) ワーキングチームの庶務は、関係部局の協力を得て、大臣官房会計課において処理する。
- (4) 行政事業レビューの対象となる事業を所管する部局（以下「事業所管部局」という。）及び基金を所管する部局（以下「基金所管部局」という。）並びにこれらに関係する地方支分部局等は、推進チームによる行政事業レビューの実施に当たり、資料作成、事業の実態把握等について協力する。
- (5) このほか、行政事業レビューの実施細目は、ワーキングチームがこれを定める。

第2. 事業の点検等の基本的考え方

事業の点検等の過程と結果を国民に明らかにしつつ、国民の視点に立った事業の執行と予算の策定を徹底することは、行政を効率的で政策効果の高いものへと改革するために不可欠であるだけでなく、施策をより国民生活に資するものとする上で重要との認識に立ち、次のとおり、事業の点検等を実施する。

(1) 事業単位の整理

事業の点検等は、基本的に、前年度に実施した事業（人件費、事務的経費等は除く。）を対象として実施する。効果的なレビューが可能となるように事業所管部局において事業の単位を整理し、ワーキングチームがこれを決定する。

(2) 事業の実態把握及び自己点検

事業所管部局は、(1)によりワーキングチームが決定した事業の単位ごとに、必要に応じて、予算執行の現場への徹底した調査・ヒアリングを行い、予算の最終的な支出先や用途を明らかにする等、事業について十分な実態把握を行う。

また、本来の事業目的に合致しているか、真に効率的かつ効果的な支出となっているか等、事業所管部局において自己点検を実施するとともに、その結果を行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）に記載し、ワーキングチームに報告する。

ワーキングチームは、レビューシートについて確認を行うとともに、公表を行う。

事業所管部局は、国民から寄せられた意見を踏まえ、必要に応じて更なる自己点検を実施するものとする。

(3) 外部有識者による点検

①レビューシートの点検

(2)により、実態把握及び自己点検を行った事業のうち、選定の考え方について外部有識者の理解を得て、ワーキングチームが選定した事業について、外部有識者にレビューシートの点検を求める。この際、効果的な点検に資するよう、政策評価により作成される事前分析表を活用するものとする。

②公開プロセスの実施

①の外部有識者によるレビューシートの点検の対象事業のうち、外部有識者の理解を得て、公開点検が望ましいと判断されたものについては、公開の場を設け点検を行うこととする。

(4) 結果の公表、概算要求への反映

ワーキングチームは、(2)の自己点検及び(3)の外部有識者による点検の結果を取りまとめ、推進チームに報告し、公表する。

当該結果については、事業の執行や翌年度予算の概算要求に着実に反映する。

ワーキングチームは、翌年度予算の概算要求への反映状況について、その結果を公表する。

(5) 新規事業及び新規要求事業の取扱い

国民に対する情報開示及び事業の点検結果の概算要求への反映状況の点検に活用するため、

ア 当該年度から開始された事業（新規事業）

イ 翌年度予算概算要求において新規に要求する事業（新規要求事業）

については、レビューシートに事業の目的、概要、成果目標・成果実績、活動指標・活動実績、単位当たりコストなど記入可能な事項を記入の上、公表する。

また、レビューにおける EBPM の議論に資するため、政策立案総括審議官等の所要の支援の下、要求額が 10 億円以上の新規要求事業について、原則として、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表する。

第 3. 基金の点検等の基本的考え方

基金の点検等については、適正かつ効率的に国費を活用する観点から、基金の執行状況等を継続的に把握し、使用見込みの低い資金は返納するという PDCA サイクルを確立していくことが重要との認識に立ち、次のとおり実施する。

（1）基金単位の整理

基金の点検等は、基本的に、国から資金交付を受けて公益法人等に新設又は積み増しされた基金を対象として実施する。効果的な点検が可能となるように基金所管部局において基金の単位を整理し、ワーキングチームがこれを決定する。

（2）基金の実態把握及び自己点検

基金所管部局は、（1）によりワーキングチームが決定した基金の単位ごとに、基金について十分な実態把握を行う。

また、基金所管部局は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）及び「基金の再点検について」（令和 2 年 12 月 9 日行政改革推進会議とりまとめ）を踏まえ、厳格な点検を行い、その結果を基金シート及び公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表に記載し、ワーキングチームに報告する。

ワーキングチームは、基金シートについて確認するとともに、公表を行う。

（3）結果の公表

ワーキングチームは、自己点検の結果を取りまとめ、推進チームに報告し、公表する。また、公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表についても、ワーキングチームにて確認及び取りまとめの上、公表を行う。

（4）その他

地方公共団体等に造成された基金を所管する部局は、地方公共団体等に造成された基金について地方公共団体等保有基金執行状況表を作成し、ワーキングチームに報告を行う。

また、国から出資を受けた法人等を所管する部局は、国から出資を受けた法人等について出資状況表を作成し、ワーキングチームに報告する。

ワーキングチームは、地方公共団体等保有基金執行状況表及び出資状況表を確認及び取りまとめの上、公表を行う。

第4. スケジュール（予定）

- 4月 事業所管部局による事業の実態把握及び自己点検の開始
- 5月 基金所管部局による基金の実態把握及び自己点検の開始
- 5月下旬～6月上旬（公開プロセスの開始日の10日前まで）
公開プロセス対象事業のレビューシートの公表
- 6月中旬 公開プロセスの実施、結果の公表
- 6月末～7月上旬
レビューシートの中間公表（第2（5）イに係るものを除く。）
- 7月以降 概算要求への反映作業
- 7月末 基金シートの中間公表
- 8月下旬 翌年度概算要求の財務省提出
- 9月上旬 レビューシートの最終公表（第2（5）イに係るものを除く。）
- 9月中旬 レビューシートの最終公表（第2（5）イに係るものに限る。）
- 9月末 基金シートの最終公表
公益法人等に造成された基金の執行状況一覧表の公表
地方公共団体等保有基金執行状況表の公表
出資状況表の公表

第5. 行政改革推進会議による検証結果の反映

事業所管部局及び基金所管部局は、行政改革推進会議による検証結果をその後の予算等へ適切に反映することとする。

第6. 行政事業レビューの実効性向上のための施策

（1）職員の参画や意識の向上を図る取組

ワーキングチームは、職員の行政事業レビューに対する理解や意識の向上を図るため、職員研修、各種会議その他の機会を活用して、行政事業レビューの意義や予算の効率的かつ効果的な執行の取組の重要性及び必要性等について浸透の徹底を図る。

（2）優良な事業改善の取組の積極的な評価

ワーキングチームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を積極的に評価するとともに、省内に普及を行う。

また、事業所管部局は、推進チームが選定した優良事業改善事例や、国土交通省内における優れた事業改善の取組を参考として、積極的な評価改善に努める。

(別紙)

行政事業レビューワーキングチーム

チームリーダー	大臣官房長
サブリーダー	大臣官房会計課長
	大臣官房参事官（会計担当）
	政策評価官